

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成 25 年度保険料等について

7月に保険料額をお知らせします

平成 25 年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

<保険料の計算方法>

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ \text{47,709円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{【被保険者本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成 24 年中の所得 - 33 万円) × 10.61\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1 年間の保険料} \\ \text{(100 円未満切り捨て)} \end{matrix}$$

- 年間の保険料限度額は 55 万円が上限です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。



保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される人は保健福祉課保険給付係にお問い合わせください。

※保険料のお支払いが困難な場合は保健福祉課保険給付係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な人については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

●医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

●ジェネリック医薬品の処方を希望される人は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な人は保健福祉課保険給付係までお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

◎問い合わせ先
 北海道後期高齢者医療広域連合 保健福祉課保険給付係
 札幌市中央区南2条西14丁目 ☎84-2023
 国保会館6階
 ☎011-290-5601



電波利用環境保護マスコットキャラクター「デンパ君」

守ろう！電波のルール

- 不法無線局から出される電波（不法電波）は、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命にかかわる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。
- 電波のルールをしっかりと確認しましょう。
- 無線機の使用には技適マークの確認。
- 電波の利用には原則、免許が必要です。
- 外国規格の無線機は国内で使用できません。
- 電波に関する困りごとやご相談は、北海道総合通信局へお問い合わせください。

北海道総合通信局

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

● 不法無線局、混信・妨害、電波の安全性

☎011-737-0099

● テレビ・ラジオの受信障害 ☎011-737-0033

● 電話、インターネットに関する相談 ☎011-709-3956

大規模な土地取引には届出を

- 土地の売買・交換・営業譲渡など、大規模な面積の土地取引に係る契約を締結した場合には、役場を通じて北海道に届け出が必要です。
- 雄武町では取引面積が、都市計画区域で5千㎡以上、その他の区域で1万㎡以上の場合に届け出が必要となります。
- ▼届出者
 - 土地の権利取得者
 - ※売買であれば買主
- ▼届出期限
 - 契約日を含め2週間以内
- ▼届出事項
 - 契約当事者の氏名・住所等
 - 契約締結年月日
 - 土地の所在・面積



6月議会定例会開催

- 6月議会定例会を次のとおり開催する予定ですのでお知らせします。
- ▼開会日時
 - 6月12日(水) 10時
- ▼開催場所
 - 役場3階議場

※定例会は3月、6月、9月、12月の年4回開催され、定例会では議案審議のほか一般質問が行われます。議会はどなたでも傍聴できますので、皆さんの来場をお待ちしています。

雄武町新規採用職員

◎5月8日付
 ▼藤森あゆみ（保健福祉課保健係兼保育所児童保育係）



◎管理栄養士として町民の皆さまのお役に立てるよう、全力で頑張りますので、よろしくお願ひします。

雄武町職員人事異動

◎5月20日付（ ）内は前職
 ▼会計管理者補助組織会計係長 兼物品出納係長 渡部憲一（保健福祉課社会福祉係長）
 ▼保健福祉課社会福祉係長

▼磯田昭次（同係主査）
 ▼保健福祉課社会福祉係 高橋洋祐（総務課情報統計係）
 ▼財務企画課財政係兼企画調整係 鎌田夕菜（同課財政係）
 ▼総務課情報統計係 落合俊公（住民生活課戸籍住民係）
 ▼住民生活課戸籍住民係 滝谷貴大（財務企画課企画調整係兼財政係）

職員の夏季軽装にご理解を

夏季期間中（6月1日から9月30日）、町職員については、軽装（ノーネクタイ、ノー上着）で勤務しております。町民の皆さまには、ご理解いただきますようお願いいたします。

クールビズを
実践しています



原田 宏一 弁護士

認知症や精神上の障害等により、判断能力が不十分となり、財産管理や身の回りのことが十分にできなくなってしまう場合、ご本人もご家族も困ってしまいます。今回は、そのような場合、財産管理と身の回りのこと（身上監護）といえます。の両側面について、法律的な支援を受けることが出来る「成年後見制度」についてご説明します。

例えば、ご本人の判断能力が不十分であるために、契約内容をよく理解しないうまま高額の商品を購入してしまったり、パチンコに高額な金銭をつぎ込むなど財産を浪費してしまったりなど財産散逸のおそれがある場合には、第三者に契約の取消権や同意権等を与えるなど、適切な財産管理を行うための手助けが必要となります。また、ご本人が一人で介護施設への入所契約を締結することができない場合など、適切な福祉サービスを受ける体制を整備する手助けも必要となってきます。

「成年後見制度」とは、家庭裁判所から選任された「成年後見人」または「保佐人」または「補助人」が、上述のような場合に、ご本人の手助けを行う制度です。

民法では、支援を受ける方の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」という3つの手続が定められています。常に判断能力を欠いている場合は「後見」、判断能力が著しく不十分な場合は「保佐」、保佐には至らないけれども、判断能力が不十分な場合には、「補助」という手続によります。具体的にどの手続によるべきかは、医師の診断に従います。

いずれの手続を開始する際にも、ご本人の住所に於ける家庭裁判所に対する申し立てが必要となります。申立権者は、本人・配偶者・4親等以内の親族（身よりのない方の場合には、市町村長も申立てができます）です。戸籍謄本や医師の診断書等が必要となります。また、申立の際、およそ1万円程度の費用がかかります。

申立てが行われると、家庭裁判所調査官が、申立人の状態や申立に至った経緯等を調査します。また、ご本人の状態について精神鑑定が行われることもあり、別途鑑定費用がかかることもあります。

詳しくは、お気軽に弁護士にお問い合わせください。

無料法律相談会（事前予約制） ☎ 0158-26-2277 © 6月20日(木)・7月18日(木) 13時～16時 会場 地域交流センター2階会議室

中山間地域等直接支払制度 概要公表

この制度は、平成12年度から実施されておりますが、集落の更なる活性化を図り、中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るとともに、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取り組み等を推進することを基本として制度内容が一部変更され、平成22年度から第3期対策として5年間継続されております。

雄武町においては、前期対策と同様に8つの集落が集落協定に基づいた活動を行っております。その内容は北海道中山間地域等直接支払交付金要領により毎年公表することとして定められておりますので、制度の趣旨や平成24年度において各集落で実施された活動の内容、交付金の使用方法についてお知らせします。

全・水資源のかん養、良好な景観の形成などの多くの多面的機能を有しています。中山間地域等は傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域であることから、農業生産の維持を通じた多面的機能を確保する観点から、国民の理解のもとに、平地地域との生産条件の格差を解消するために設けられた制度です。

◎対象農用地
急傾斜農用地など5つの該当項目のうち、雄武町は「積算気温が著しく低く、草地比率70%以上の市町村の草地」に該当します。

◎対象者
集落協定に基づき、農業生産活動等を行う農業者等

◎対象行為
耕作放棄地の防止活動などを行う「農業生産活動」や、国土保全・環境美化などに

努める「多面的機能を増進する活動」を必須項目とし、このほか、生産性・収益の向上や担い手の育成に資する活動等が対象となり、これらは、集落協定を締結し共同での活動として取り組まれます。

◎交付金
雄武町が該当する基準においては、各集落の取組状況に応じて1000㎡当たり1500円または1200㎡当たり200円が交付され、一農業者当たり200万円が限度となっております。これらの条件を満たし、制度の活用を図ってきた集落が雄武町で8集落（66人の農業者と3生産法人）あり、平成24年度の交付金総額は、およそ9300万円です。

○平成24年度の本町における交付金の内訳および共同取組活動の内容は下記のとおりです。

集落名	参加者数	対象面積	交付金額		主な共同取組活動の内容	
			共同取組	個人配分		
沢木	10人 1法人	926ha	1,111万3千円	621万3千円	490万0千円	○草地更新作業 ○堆肥の共同散布 ○敷地舗装や花壇造成による農場周辺の環境整備
栄丘	8人	571ha	855万8千円	319万7千円	536万1千円	○景観作物の植付け ○共同作業取組活動用ハウスの維持 ○オルソ画像の更新
共栄	5人 1法人	501ha	751万1千円	375万5千円	375万6千円	○防除用機械および牧草収穫機械の共同購入・利用
雄武中央	18人	1,333ha	1,998万4千円	903万7千円	1,094万7千円	○牛舎内および周辺の共同消毒 ○農道の草刈り ○学校教育等との連携
青葉	8人	733ha	1,099万4千円	549万7千円	549万7千円	○認定農業者の育成
北雄	6人	356ha	534万5千円	272万6千円	261万9千円	
幌内南音稲府	4人 ※1法人	1,130ha	1,695万4千円	1,471万5千円	223万9千円	
幌内北	7人 ※1法人	843ha	1,264万4千円	1,264万4千円	—	
計	66人 3法人	6,393ha	9,310万3千円	5,778万4千円	3,531万9千円	

※は、同一法人



今月の新着図書



newly-imported books

55歳からのハローライフ
村上 龍

多くの人々が、将来への不安を抱えている。不安から目をそむけず、新たな道を探る人々がいる。さまざまな彩りに充ちた「再出発」の物語。

世界史図鑑みんなが知らない歴史の秘密
作/ティム・クーク
訳/池内 恵

この本の中には、文明のはじまりやお金の作り方、帝国の統治方法から産業革命まで、歴史の秘密をカラフルなイラストや写真とともに、わかりやすく説明します！

図書館情報



雄武町図書館 ☎ 84 - 2404
10時～19時（火～金曜日）
10時～18時（土・日曜日）
休館日 月曜日・祝日
（火、日は12時～13時まで施設）

新着図書（一般書）

おかしでつくるデコアート手づくりレシピブック・サンジの満腹ごはん（SANJI）・こごまのだし塩（こごま）・大人にウケる子どもの質問（坪内忠太）・この世に恋して（曾野綾子）・論理爆弾（有栖川有栖）・杉下右京の密室（錠卵人）・たったひとり（乾ルカ）・糸車（宇江佐真理）・噂の女（奥田英郎）・私と踊って（恩田陸）・二重生活（小池真理子）・人質（佐々木譲）・鉄のあけぼの上・下（黒木亮）・封鎖（仙川環）

新着図書（児童書）

ちがうねん（ジョン・クラッセン）・ウェズレーの国（ポール・フライシュマン）・メルリック魔法をなくした魔法使い（デビッド・マッキー）・ラプンツェル（グリム）・おんぶおぼけ（松谷みよ子）・おしりをしりたい（鈴木のりたけ）・かもとりごんべえ（令丈ヒロ子）・サマーウォーズ（細田守）・ちびころおにぎり（おおいじゅんこ）・バナナじけん（高田邦生）・世界を旅する大迷路（アンナ・ニルセン）・決戦！どうぶつ関ヶ原（コマヤスカン）